

沖繩県の離島における家庭用食塩の販売価格の是正に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

昭和五十一年十月二十日

喜屋武眞榮

参議院議長 河野謙三殿

沖繩県の離島における家庭用食塩の販売価格の是正に関する質問主意書

昭和五十一年六月一日に行われた、全国の食塩消費者価格の値上げ前まで、沖繩県で販売されていた家庭用食塩の価格は、他の都道府県に比べ、二十五%ないし百分も高かった。

その後専売公社は、沖繩県婦人連合会等消費者の要求にそつて、六月一日より、沖繩本島、宮古本島及び八重山本島については、他都道府県並の価格に是正した訳であるが、それ以外の離島については依然として、百分以上の高価格のまますえおかれていると聞いている。日頃、諸生活物資の輸送費等で生活が圧迫されている離島の状態及び食塩が専売制度をとつてゐること等から考えると、右の価格差は、早急に是正すべきものと考える。

そこで、左の諸点について、政府当局の考えを伺いたい。

一 右の離島の食塩販売価格は、他都道府県等と比較して、具体的にどれ位の価格差が生じてい

るか。

二 このような価格差が生じている理由は何か。また、六月一日に沖縄本島等と同時に是正されなかつた理由は何か。

三 このような価格差を是正するために、いかなる方策を講じるつもりか。

四 このような価格差を、いつまでには是正するつもりか。

右質問する。